

令和 8 年 6 月から保険診療でもキャンセル料の請求ができる？

2026 年 3 月 27 日、厚生労働省保険局医療課長から都道府県・地方厚生局宛に通知(保医発 0327 第 7 号)が発出され、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部が改正されました。この改正は 2026 年 6 月 1 日から適用されます。

改 正 後	現 行
<u>ク 予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料(診察日の直前にキャンセルした場合に限る。なお、診察の予約に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること。)</u>	(新設)
<u>ケ～ス (略)</u>	<u>キ～サ (略)</u>
<u>セ 予約やオンライン診療の受診に係るシステム利用料 等</u>	(新設)

キャンセル料は選定療養としての「予約に基づく診察」に対するキャンセル料に該当するため、厚生局に保険外併用療養費に係る「予約に基づく診察の実施(変更)報告書」の届出が必要となります。キャンセル料を徴収すること自体については、厚生局への届出は不要です。



厚労省に予約料の届出を出している医療機関における「予約料あり」の患者についてのみキャンセル料の請求ができます。
インターネットの診療予約のような、無料の予約については、キャンセル料の請求はできませんのでご注意ください。